



もりやま 商工ジャーナル

Moriyama Chamber of Commerce and Industry

2018.10月号

発行所：守山商工会議所
〒524-0021
守山市吉身三丁目11-43
TEL 077-582-2425
FAX 077-582-1551

発行人：会 頭 清 原 健
印刷所：博 善 社 印 刷 株 式 有 限 公 司
定価：65円

10月は中小・小規模事業所支援推進月間です ～消費税対策・働き方改革等経営安定にご活用下さい～



守山商工会議所では10月を「中小・小規模事業所支援推進月間」とし、地域中小・小規模事業所の皆さまのお役に立つような各種セミナーや相談会など多彩な事業を展開します。

セミナー
相談
全て無料



会 場 守山商工会議所

講演会・セミナーの開催

消費税軽減税率対策セミナー

消費税軽減税率制度説明会&儲かる仕組みづくりセミナー

日 時 10月5日(金) 13:00～16:00

第1部 消費税軽減税率制度説明会
テーマ 「軽減税率制度ってなに？」
講 師 草津税務署 個人課税第1部門
消費税軽減税率担当 村瀬上席国税調査官

第2部 儲かる仕組みづくりセミナー
テーマ 「税率変更後も売り上げ1割アップを目指して」
講 師 (特非)ヒューリット経営研究所 理事 川野 太氏

働き方改革・助成金セミナー&無料相談会

日 時 10月9日(火) 15:30～17:00

テーマ 「働き方改革と助成金について」

講 師 社会保険労務士 菊次 正純氏、石井 良三氏

経営安定セミナー

日 時 10月16日(火) 15:30～17:00

テーマ 「奇跡の経営再建～私は絶対、あきらめない～」

講 師 日本電鍍工業株式会社 代表取締役 伊藤 麻美氏

各種経営相談の開催

要事前
予約

知的財産権相談会

日 時 10月10日(水) 13:30～16:30

内 容 滋賀県発明協会
弁理士による特許、実用新案、意匠、
商標など知的財産に関する個別相談

法律相談

日 時 10月24日(水) 10:00～12:00

内 容 当所顧問弁護士による経営に関する
法律相談

一日公庫

日 時 10月31日(水) 10:00～16:00

内 容 日本政策金融公庫の担当者による融資
相談並びに審査

専門家によるアドバイザー事業の実施

経営計画の策定並びに補助金申請等に関して、
専門家によるアドバイザー事業を実施。随時、
相談・指導にあたります。



お申し込み先 守山商工会議所 中小企業相談所

CONTENTS

第4回 常議員会を開催	2
建設部会 守山市地震災害総合訓練に参加される	2
建設部会 集中豪雨水害防止奉仕作業が実施される	2
クレーム対応セミナーを開催	3

青年部 第8回もりやま卑弥呼コンテストが開催される	3
新入会員紹介コーナー	5
駅前イベント情報	5
日商コラム	8
もーりーといこう！会員事業所紹介	8

第4回 常議員会を開催

中小・小規模事業所
支援推進問題等を承認

去る9月11日(火)当所201号室において、第4回常議員会を開催しました。

中小・小規模事業所支援推進月間の実施や守山商工会館

耐震診断の概要など3議案について審議し、すべての案件が承認されました。

議案及び報告事項は以下のとおりです。

〈議案〉

1. 中小・小規模事業所支援推進月間の実施について
2. 守山商工会館耐震診断の

概要について

3. 新入会員の承認について
〈報告事項〉

- (1) 駅前総合案内所(7・8月度)報告について
- (2) 相談所指導実績件数(7・8月度)報告について
- (3) 事業報告(7・8月度と事業計画(9・10・11月度))

について

〈卓話〉

常議員会終了後、糀谷社会保険労務士事務所 糀谷博和氏を講師に迎え、「働き方改革関連法案の概要と対応」と題して、来年4月から施行される関連法案のポイントを分かりやすくお話し頂きました。

建設部

守山市地震災害総合訓練の参加並びに
集中豪雨水害防止奉仕作業を実施

去る8月26日(日)吉身小学校において、平成30年度守山市地震災害総合訓練が開催され、建設部会から土木委員会と造園委員会が参加されました。



当日の訓練は、道路障害物の除去訓練で、倒木をチェーンソーで細かく切断し撤去する訓練が行われました。

また、去る8月28日(火)守山小学校において、集中豪雨による水害防止のため、グランドの排水用側溝に溜まっ

た土砂の除去作業を、小型シヨベルカーと軽ダンプカーを使って行われました。

学校やPTAの奉仕作業では困難な作業であることから、市内、小中学校の要請を受け、今後も順次実施されます。

各地で地震や台風による甚大な被害が出ている中で、訓練および作業とあつて、参加者は皆真剣に取り組んでおられました。



モリヤマスポーツ Group

www.morispo.co.jp

スノーボード・スキー専門店

スノーボード専門店

サッカー・フットサル専門店

スポーツ用品専門店



滋賀 近江八幡店 0748-32-3303

サッカー・野球・アウトドアウェア専門店



滋賀 大津店 077-547-5030

滋賀 本店 077-581-2000
大阪 池田店 072-751-3000
大阪 東大阪店 072-965-3000

京都 京都店 075-623-1000
愛知 大高店 052-621-1200
愛知 一宮店 0586-81-1900
愛知 春日井店 0568-85-8700
期間店 名古屋店 052-265-0200

京都 伏見店 075-604-3000
大阪 吹田店 06-6193-3333
大阪 高槻店 072-676-5555
兵庫 西宮店 0798-42-1000

経営安定セミナー

「クレーム対応セミナー」
「嫌な対応が得意になるコツ」を開催



去る9月6日(木)当所101号室において、経営安定セミナーを開催しました。

葉ppines (ハピネス)代表の井上幸葉氏を講師に迎え、「クレーム対応セミナー」嫌な対応が得意になるコツ」をテーマに講演いただきました。

クレームの発生原因は大きく2つ挙げられ、ハード面(商品やサービスそのものの問題)とソフト面(人



の対応によるもの)があります。井上氏は無意識のうちにお店に対してある程度の期待値を持っていて、その期待値を下回ることによって繋がるので、各人に任せるのではなく「自社の基準」を決めておくことが大切であると話されました。またクレームはお客様からの問題提起であり、3つのステップを踏み会社として解決するべきであると説明いただきました。さらにクレーム対応には傾聴力・説明力・質問力の3つの力が求められ、クレームから業務改善を行うことが大切であると説明されました。

受講者からは「わかりやすく大変良かった」「いい雰囲気勉強できて良かった」との感想が聞かれました。

青年部

第8代もりやま卑弥呼が梁井裕奈さんに決定!
第8回もりやま卑弥呼コンテスト



去る9月18日(火)当所201号室において、第8代目もりやま卑弥呼の授与式が開催されました。

第8回もりやま卑弥呼コン

テストは、台風の接近により延期をしておりましたが、9月3日(8日)の間に、審査員によるビデオ審査と市民による一般投票によって開催されました。

審査および投票の結果、梁井玲奈(やないれいな)さんが第8代目もりやま卑弥呼に選ばれました。授与式では、第7代目もりやま卑弥呼の美

舟さんから、もりやま卑弥呼の杖とタスキが引き継がれました。第8代目もりやま卑弥呼に選ばれた梁井さんは、「これから邪馬台国近江説や美しい守山の魅力を県内外に広くPRしていきたいように頑張りたい」と意気込みを語られました。青年部では今後一年間を通して、第8代目もりやま卑弥呼の梁井さんとともに、邪馬台国近江説のPRに努められます。

経営安定セミナー

奇跡の経営再建

～私は絶対、あきらめない～



日本電鍍工業株式会社 代表取締役 伊藤麻美氏

日時 10月16日(日) 15時30分～17時00分

会場 守山商工会議所 (守山市吉身 3-11-43)

定員 50名 (申込先着順・定員になり次第締切)

一般公開 入場無料

お申し込み 守山商工会議所 FAX 077-582-1551 またはホームページ http://www.moriyama-cci.or.jp/event/management.html からお申し込みください 詳細は本誌折込みのチラシをご確認お願い致します。



会員の皆様へ お知らせ並びにお願い

守山商工会議所 会費納入について

平素は当所事業各般にわたり、ご支援・ご協力を賜り誠に有難うございます。平成30年度後期分会費納入について、請求書を10月上旬に送付させていただきますので、振込等をされる事業所様につきましては、最寄りの金融機関より11月30日(金)までにお振込みください。また、振替口座をご利用の事業所様につきましても10月29日(月)に振替させていただきますので、事前に口座へご入金ください。尚、振替口座をご利用の事業所様で、領収書をご入用でしたら当所までご連絡ください。

消費税率10%への引上げと軽減税率制度の導入に向けて！

2019年10月からの消費税率10%への引上げにあわせ、「酒類・外食を除く飲食料品」「週2回以上発行で定期購読される新聞」の消費税率を8%に据え置く「軽減税率制度」が導入されます。

軽減税率制度とは

軽減税率制度

消費税率が2019年10月より現在の8%から10%に引上がりますが、一定の商品・サービスについては軽減税率制度により税率10%でなく、8%に据置かれます。そしてその対象となるのは、生活必需品である飲食料品と定期購読される新聞になっています。ただし、全ての飲食料品が軽減税率の対象となるわけではなく、酒類や外食はその対象外となります。対象品目の税率を正しく判断するためには、酒類の定義や外食の定義を把握しなければなりません。また実際に価格表示をどうするのか、請求書を含めた事務処理をどのように変更するか、これらを従業員が理解し対応していくための従業員教育の実施も検討してください。

軽減税率対象商品

軽減税率の対象

軽減税率の対象となるのは、「酒類・外食を除く飲食料品」と「週2回以上発行で定期購読される新聞」です。

8% 軽減税率対象

飲食料品

新聞 野菜 魚 弁当
 精米 飲料 パン

テイクアウト・
 持ち帰り・
 宅配は軽減税率



10% 標準税率対象

外食 酒類 その他

レストラン等での食事
 ビール ワイン

医薬品・医薬部外品
 水道水



取り扱い品目の確認が必要～税率の紛らわしいケースに注意～

軽減税率対象品目と標準税率対象品目の両方を販売している事業者は、販売の際に税率の確認などが必要になります。

詳細は、国が発表するQ&Aやガイドライン等で確認しましょう。

「飲食料品」の定義

軽減税率の対象となる「飲食料品」とは、食品表示法に規定する「食品」のことを指します。⇒ただし、「飲食料品」であっても、酒類と外食は対象になりません。また、医薬品・医薬部外品、水道水などは食品表示法に規定する「食品」にあらず、標準税率の対象となります。

軽減税率の対象とならない「外食」の定義

軽減税率の対象品目に、「外食」は含まれておりません。以下を満たすものが外食の定義となります。

「テーブル、椅子、カウンター、その他の飲食に用いられる設備のある場所において、飲食料品を飲食させるサービス」

8% 軽減税率 (外食にあたらない)

- ・テイクアウト、持ち帰り、出前宅配、お土産
- ・屋台での軽食 (テーブル、椅子等の飲食設備がない場合)

店側の提供意図によって持ち帰りと店内飲食を区別します。

(例) お客様の求めに応じて店がテイクアウト用に提供したものを店内で飲食した場合にも軽減税率の対象にあたります。

10% 標準税率 (外食)

- ・店内飲食
- ・フードコートでの飲食
- ・ケータリング・出張料理等

相手方の注文に応じて、指定された場所で調理等を行うこと (「ケータリング・出張料理等」) も外食にあたります。

「セット商品」は要件次第で軽減税率対象

「おもちゃ付きお菓子」のように、軽減税率の対象となる飲食料品 (お菓子) と標準税率の対象となる商品 (おもちゃ) を組み合わせて販売する場合、一定の要件 (※) を満たせば一体資産として軽減税率の対象となります。

※セット商品の価額が少額 (税抜1万円以下) のもので、軽減税率の対象となる飲食料品が主たる要素を占める (2/3以上) 場合

新入会員紹介コーナー 新しい会員さんです。共に、頑張りましょう! (敬称略)

事業所名	代表者名	所在地	営業内容
Lounge Fairy	平居 貴哉	梅田町4-25 ニューメトロビル3F	ラウンジ
植物屋HATONE	廣政 康孝	水保町1336-37	植物、雑貨、熱帯魚の販売およびリース
ブルージュ	尾花 有希	勝部五丁目6-23 竹中ビル2F	美容サロン
有限会社マルイ	井上 和也	下之郷二丁目4-5	土木工事全般
はちみつ運転代行	亀山 昌丈	栗東市手原七丁目1-43-101	運転代行業
M I N E 設計	今井 正人	今浜町2620-14-1406	建築構造設計、構造監理等

会員事業所より下記の変更のご連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。(敬称略)

事業所変更のお知らせ

事業所名	変更事項	変更前	変更後
和のほとり忠兵衛	住所	栗東市高野 805 ピバリーマンションV 101	勝部一丁目 16-35 守山アーバンライフ 107
	TEL	554-1414	598-1889

駅前イベント情報 駅前総合案内所
TEL(514)3765

■ 愛陶会趣味の陶芸作品展
10月22日(月)～28日(日) 最終日午後3時まで
趣味で陶芸を楽しむ仲間たちが創り上げた身近で実用的な作品約50点を展示。

■ 絵・人形作品展
10月1日(月)～7日(日) 最終日午後3時まで
展示している数々の人形は、時代を背景にした装束の色目や文様の変遷で歴史の流れを感じて頂ける作品。

■ うつろい
10月29日(月)～11月3日(土・祝) 最終日午後4時まで
四季の移ろいの中で閃いたり、肌で感じ取ったり障害を乗り越えながら、お互いに力を重ね合い造り上げた陶芸作品約100点を展示。

■ 吉身公民館短歌教室作品展
10月8日(月)～14日(日) 最終日午後3時まで
教室から生まれた各自の作品3首を色紙や短冊に書いたものを約20点展示。また、この一年間に作歌したものの中から会員各自が選んだ10首を載せた作品集も準備しています。

お知らせ 駅前総合案内所の「やまもりいち」はもう御存知でしょうか!
毎週水曜・土曜の午前8時から開催しています!!
守山産の新鮮野菜を中心に、守山名産の鮎、湯葉、お菓子、パンやお弁当、その他手作りおはぎや漬物などの加工品なども多数揃えてお待ちしております。

■ 陣来夢フォークコンサート
10月21日(日) 演奏時間 午後1時から2時間
1970年代のフォークソングをたっぷりとお楽しみ下さい。皆さんも一緒に歌いましょう!! “無料です。”
曲 目… あの素晴らしい愛をもう一度、悲しくてやりきれない、赤ちょうちん、風、岬めぐり etc

新入会員さんをご紹介ください

お取引先やお知り合いで、最近ご商売を始めた方やまだ商工会議所にご入会されていない事業所がございましたら、是非ご紹介ください。

※なお、ご紹介いただく事業所がすでに加入済か未加入か不明な場合は当所までご連絡ください。



● 守山商工会議所 業務課まで お問い合わせください。

お問い合わせ ▶ 守山商工会議所 ☎ 077-582-2425

安心

安全

国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1

経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2

掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3

受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

※詳しくは、ホームページまたはパンフレットをご覧ください

小規模共済

検索

中小機構

中小機構は経済産業省所管の独立行政法人です

TEL:050-5541-7171 (共済相談室)



『専門家による特別相談室設置』

～中小企業の経営の安定をはかる為、あらゆる相談に応じます～

経営相談	随時
法律相談	毎月第4水曜日
特許相談	毎月第2水曜日
金融相談	随時
労務相談	随時
省エネ相談	随時

完全予約制

※ご相談は相談日の10日前までに必ず電話で予約下さい。

当所会員限定です。

- ☆完全予約制。
- ☆弁護士、中小企業診断士等が無料で相談に応じます。
- ☆秘密は厳守致します。



困った時、迷った時はお気軽に相談下さい！

マル経資金

(小規模事業者経営改善資金)とは？

守山商工会議所の経営指導を受けておられる事業所を守山商工会議所が推薦し、(株)日本政策金融公庫から貸し出される小規模事業者向けの無担保・無保証人の金融制度です。

融資内容は

融資額 **2,000万円**

返済期間

運転資金	設備資金
7年以内	10年以内

利率 **1.11%**

(平成30年8月24日現在)

利用条件は

- ✓守山市内で1年以上事業を営んでおり、事業所得の申告をしている方
- ✓従業員が5人以下の商業・サービス業、20人以下の製造業・その他
- ✓納付すべき税金(法人税、所得税、事業税、市県民税、消費税など)を完納している方

※その他、状況により本制度がご利用いただけない場合があります。まずはご相談ください。

ご相談・お問い合わせは 守山商工会議所・中小企業相談所 指導課まで

10月のスケジュール

日	月	火	水	木	金	土
	1	2 ・正副会頭会議 ・商業部会 市長との懇談会 ・青年部 執行部会議	3 ・女性会 全国大会 岩手総会	4	5 ・消費税軽減税率制度 説明会&儲かる仕組 みづくりセミナー	6
7 ・守山自転車MAPサ イクリング	8 【体育の日】	9 ・常議員会 ・青年部 役員会 ・働き方改革・助成金セ ミナー&無料相談会	10 ・知的財産権相談会	11	12	13 ・滋賀県青連創立 25周年記念事業・会 員大会
14	15	16 ・経営安定セミナー	17	18	19	20
21	22	23	24 ・法律相談	25	26 ・女性会 視察研修会	27
28 ・第214回珠算・暗算 検定試験	29	30	31 ・日本政策金融公庫大 津支店担当者による 一日公庫			

※上記スケジュールに関するお問い合わせは 守山商工会議所 業務課まで

もりやま商工ジャーナルに折込チラシを入れてみませんか？

会員様のリクエストにお応えして…
多様な広告のカタチに対応!!

これまでは…
A4サイズまたは**A3サイズ**二つ折りのみ
 平成28年度からは…
B5サイズおよび**B4サイズ**二つ折り
 リーフレット (A4サイズ以内)
 小冊子 (A4サイズ以内) もOK!



広告折込サービスが
パワーアップ!

広告コストの削減に!!

広告料金を比較するとこんなにお得です!

- 【例：A4サイズの広告1枚】
- 普通郵便(定形)で送ると
@82円×1,250通=102,500円(税込)
- もりやま商工ジャーナル広告折込サービスなら

10,290円(税込)



【お申込み・お問合せ】 守山商工会議所 広報誌担当まで Mail: info@moriyama-cci.or.jp

お問い合わせ ▶ 守山商工会議所 ☎ 077-582-2425

column
日商コラム

快進撃企業に学べ

「地域の弱者のために
福祉車両を製造する西元自動車」

北陸新幹線の新高岡駅で下車し、車で10分ほど走った富山県射水市内の大きな道路に面した場所に、小さな自動車整備工場がある。

ここが「西元自動車有限会社」で、主事業は社名の通り、自動車の修理、钣金塗装をはじめ、自動車やオートバイの小売り販売である。自動車整備業の多くは、当然ながら、自動車の整備や自動車保険がその売上高の大半を占めるが、同社の最大の売り上げは、自動車やオートバイの小売りである。

しかし、ここには美しい自動車を展示しているショールームがあるわけではない。小売りが最大の売上高となった理由は、同社が自動車に関するあらゆることに、ワンストップのサービスを提供していることと、創業以来、企業の都合ではなく、その顧客が一番合っていると思われる自動車を、親身になって探し提供してきた誠実な経営姿勢が地域社会の高い評価を受けてきたからにほかならない。

同社の創業は1969年。現社長の西元勇司氏の父が、名古屋の自動車整備業で丁稚(でっち)奉公をした後に故郷へ帰り、一人でスタートさせた。子どもの頃から父親の仕事ぶりを見ていた現社長は、迷うことなく父の後を継ぐと決意し、愛知県の著名な自動車整備を学ぶ専門学校を卒業した後、同社に入社した。経営環境にも恵まれ、また若かったこともあり、一時、会社を数カ所に拡大したこともあるが、「何のために……」という原点に立ち返り、現在は会社を一つの拠点に戻している。

筆者が同社を高評価し、注目しているのは、こうした自動車整備工場の在り方だけではない。それは同社が数年前から、あえて立ち上げた、もう一つの地域貢献・社会貢献事業

である。

その事業は、福祉車両の製造・販売である。具体的にいえば、高齢や障がいのため、既存の自動車を運転できない社会的弱者のために、その人の状況に応じてオーダーメイドで既存の自動車を改良するというサービスである。

きっかけは、周辺に増えつつある移動難民・買い物難民といわれる高齢者と障がい者の存在を知ったことだ。自動車整備工場として支援しようと海外の福祉機器メーカーと提携し、立ち上がった。

余談だが、同社を訪問した当日、西元社長が駅から工場まで送迎してくれたその自動車が、まさに福祉車両であった。その自動車はハンドルが外側と内側の大小の二重構造になっており、内側にあるハンドル自体にブレーキやアクセルの機能が付加されているというものだった。

同社の事務所で、福祉車両に改造した車を利用している下半身に障がいのある高齢者からのサンキューレターを読ませていただき、真に世のため・人のためになっている企業と実感した。



人を大切にす経営学会
会長 坂本光司

坂本光司 / さかもと・こうじ

人を大切にす経営学会会長。1947年生まれ。福井県立大学教授、静岡文化芸術大学教授、法政大学大学院政策創造研究科(地域づくり大学院)教授、同静岡サテライトキャンパス長などを歴任。国や県、市町、商工会議所などの審議会・委員会の委員を多数兼務している。著書に『日本でいちばん大切にしたい会社』(あさ出版)、『この会社はなぜ快進撃が続くのか』(かんき出版)など。

帽子とかばん
素敵でしょ!?



一番人気の
カフェオレプリンと
チョコスフレケーキ!

目印の黄緑色
の暖簾



月替わりランチ
ボリューム満点!

★もーりーといこう♪
会員事業所紹介



木の葉かふえ

【代表】田中 真理子
【住所】〒524-0104
守山市木浜町2087
【TEL】090-8933-5108
【営業時間】
12:30~17:00
(ご予約の場合はご希望時間に
対応します)
【定休日】土・日曜日
(ご予約の場合は承ります)



民家の中のコミュニティカフェ

黄緑色の暖簾が目印の「木の葉かふえ」。カフェでは、挽きたてコーヒーと本日のおやつが500円(税込)で楽しめるよ♪信楽焼のカップに入ったコーヒーは温かみがあって、より一層コーヒーが美味しいよ。

カフェの隣に信楽焼の陶芸教室も併設されていて、陶器やその他手作りの雑貨も購入できるんだって!

また完全予約制でランチ・ディナーの営業もしているよ!1,000円(税込)の月替わりランチが大人気★出来るだけ季節の食材と家の畑で採れたお野菜を使ったメニューだから、体にも優しくてほっこり。月替わりランチメニューなどがインスタグラム(アカウント/konohacafe)で公開中!要チェック!!

パーティー等幅広く利用してね。オーナーの田中さんに相談すれば、目的に合った素敵なひと時をプロデュースしてもらえるよ。

木の葉かふえで癒しの時間を過ごしてね♪

